

家庭系生ごみ処理機購入助成金

～生ごみ減量へのご協力をお願いします～

◆助成金額

購入代金の消費税を除いた金額の2分の1とし、100円未満は切り捨て（助成金の上限額：3万円）

◆助成金交付対象者

- ☆志摩市内に在住する方で家庭用電気式生ごみ処理機を購入した世帯主とする。
- ☆1世帯当たりの助成対象機数は5年間で1機です。

◆交付申請と請求の方法

- ☆交付申請と請求に必要な物 領収書、印鑑、振込口座
- ☆申請書の用紙は環境・ごみ対策課または各支所にあります。

- ① 家庭用電気式生ごみ処理機を購入し、処理機を購入したこと、処理機のメーカー・品目・型番・数量が明記された領収書を購入店からもらう。
- ② 生ごみ減量化対策助成金交付申請書兼請求書へ必要事項を記入・押印し、ごみ対策課または各支所へ提出する。

◆交付申請と請求後から口座振込までの流れ

提出してもらった申請書兼請求書の内容を審査し、助成金を交付することが適当と認められる場合は、申請者が指定した口座に振り込むことにより交付決定とします。助成金は原則として申請者名義の口座に振り込みをさせていただきますので、申請書兼請求書に金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人（フリガナも記入）を記入してください。

毎月末に締めて翌月の中旬ごろを目安に振り込みをします。

【問い合わせ先 志摩市 環境・ごみ対策課 電話：0599-43-7940】